

**令和 7 年度大阪市都市農業等振興事業業務委託
募集要項（公募型プロポーザル）**

1 案件名称

令和 7 年度大阪市都市農業等振興事業業務委託

2 業務内容に関する事項

（１）事業目的と概要

大阪市では、平成 30 年 6 月に「大阪市都市農業振興基本計画」を策定し、新鮮な農産物の供給とともに都市農業の有する農業体験・学習・交流の場の提供、防災、環境保全等の大都市にふさわしい機能を的確に発揮することによって、大阪市農業の安定的な継続と良好な都市環境の形成を目指している。

大阪市の農業は規模が小さいながらも、生産地と消費地が近いため新鮮な状態で消費者の元に農産物を届けられるという強みを持つ。また、大阪の農業と食文化を支えてきた歴史をもつ「大阪市なにわの伝統野菜」や、市内農業者や大阪市農業協同組合、種苗メーカーが連携して取り組み始めたイタリア野菜などが栽培されており、市内産農産物のブランド化を目指して様々な試みが行われている。さらに、大阪市では「市内産農水産物付加価値向上事業」にて農水連携を促進しており、漁業者による市内産の水産品と農産品のコラボメニューの開発・発信を支援することで市内産農水産品全般の付加価値向上に取り組んでいる。

これらのような大阪市ならではの農業や漁業の魅力や取組を、プロモーション活動や農水産物の旬の時期に合わせた魅力発信イベント等を定期的実施することで広く普及させ、市内農業及び漁業の振興発展に寄与することを目的とする。

（２）業務内容

別紙 1「令和 7 年度大阪市都市農業等振興事業業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）を参照のこと。

（３）契約上限額

金 10,115,600 円（消費税及び地方消費税を含む。）

※令和 7 年度予算の編成過程で変更となる場合がある。

（４）契約期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 25 日まで

※契約の締結は令和 7 年度大阪市予算の成立以降に行う。

（５）履行場所

受注者が確保する場所

（６）費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、発注者は契約金額以外の費用を負担しない。

3 契約に関する事項

(1) 契約の方法

大阪市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は発注者と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、提出書類の記載内容に虚偽の内容があった場合や、各種法令違反等により社会通念上契約の相手方として不適当であると認められる場合は、契約締結をしないことがあるほか、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を講じることがある。また、発注者が被った損害について、賠償請求を行うことがある。

(2) 委託料の支払

全業務完了後、発注者の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。

(3) 契約条項

別紙2「業務委託契約書」参照

(4) 契約保証金

契約保証金	免除
保証人	不要

(5) 再委託について

ア 受注者は、委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務手法の決定及び技術的判断等について再委託することはできない。

イ 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理等の簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

ウ 受注者は、上記ア及びイに規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が1,000万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。

エ 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書第16条第2項及び第16条の2第2項に規定する書面と併せて発注者に提出しなければならない。

(6) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約を解除する。

4 参加資格等

次に掲げる条件の全てに該当すること。

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 直近1ヵ年において、本店所在地の市町村民税（東京都の場合は法人都民税）、消費税及び地方消費税を完納していること。

ウ 企画提案時において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと。

エ 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと。

オ 参加申請書の提出時点において、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされた者でないこと。

カ 適切な情報セキュリティ・ポリシー及び情報管理体制が整備されていること。

キ 2つ以上の事業者が共同事業体を結成して申請する場合は、上記アからカの条件を満たす事業者同士の場合とし、かつ、以下の要件も満たさなければならない。

(ア) 構成員は、共同事業体の代表者となる事業者を決め、代表者は、全体の意思決定、管理運営等に全ての責任を持つこと。なお、代表者は、業務の遂行に責任を持つことのできる事業者とすること。

(イ) 参加申請以後における、代表者及び構成員の変更は原則として認めない。

(ウ) 代表者とならない構成員にあつては、代表者に代表権を委任する旨が記載されている委任状を提出すること。

(エ) 参加申請時に共同事業体の協定書の写しを併せて提出すること。なお、協定書には、構成員の役割分担及び活動割合が詳細かつ明確に記載されていること。

(オ) 単独で参加した事業者は、共同事業体の構成員となることはできない。

(カ) 各構成員は、複数の共同事業体の構成員となることはできない。

5 スケジュール

- | | |
|-----------------|------------------|
| ● 公募開始 | 令和7年1月22日（水） |
| ● 質問受付期限 | 令和7年1月30日（木） |
| ● 質問に対する回答 | 令和7年2月7日（金）（予定） |
| ● 参加申請関係書類の提出期限 | 令和7年2月14日（金） |
| ● 参加資格審査結果通知 | 令和7年2月21日（金）（予定） |
| ● 企画提案書類の提出期限 | 令和7年2月28日（金） |
| ● プレゼンテーション審査 | 令和7年3月13日（木）（予定） |
| ● 選定結果通知 | 令和7年3月下旬（予定） |
| ● 契約締結・事業開始 | 令和7年4月中旬（予定） |
| ● 事業完了 | 令和8年3月25日（水） |

6 応募手続きに関する事項

（1）質問の受付・回答

ア 受付期間

公募開始日から令和7年1月30日（木）午後5時まで（必着）

イ 提出方法

「質問書」（様式1）に簡潔に箇条書きで記載し、下記9の提出先まで提出すること。

持参のほかEメールによる提出を可とするが、Eメールを送付後は必ず電話確認を行うこと。電話確認を行わなかった場合は、質問に回答できないことがある。

※Eメールによる提出の場合は、「件名」に「質問：令和7年度大阪市都市農業等振興事業業務委託」と明記すること。

※電話や口頭での質問は受け付けない。

ウ 回答

受け付けた質問事項に対する回答は、令和7年2月7日（金）（予定）に大阪市経済戦略局ホームページに掲載する。

（２）参加申請書類の提出及び参加資格審査結果通知

ア 提出書類

【単独法人等】

- (ア) 公募型プロポーザル参加申請書（様式2-1）
- (イ) 公募型プロポーザル参加申請にかかる誓約書（様式4）
- (ウ) 情報セキュリティ・ポリシー及び情報管理体制に関する資料（様式自由）
- (エ) 使用印鑑届（様式5）
- (オ) 印鑑証明書【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの：原本】
- (カ) 事業概要（パンフレット等事業者の業務内容がわかるもの）
- (キ) 履歴事項全部証明書（その他の団体等で法人登記がない場合は、定款その他の規約）【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの：写し可】
- (ク) 直近1ヵ年分の本店所在地の市町村民税（東京都の場合は法人住民税）の納税証明書【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの：写し可】
- (ケ) 消費税及び地方消費税の納税証明書（納税証明書その3〔その3の2、その3の3でも可〕）【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの：写し可】
- (コ) 直近1ヵ年分の貸借対照表及び損益計算書（写し）

ただし、会社設立1年未満のため当該資料がない場合は、その旨を記載した理由書（様式自由）

※(ク)及び(ケ)は、「未納の額が無いことがわかるもの」であること。ただし、会社設立1年未満のため納税証明書が発行されない等の場合は、その旨を記載した理由書（様式自由）を提出すること。

※(エ)～(コ)は、参加申請時点において、本市入札参加有資格者名簿に登録のある者については省略できるものとする（様式2-1に承認番号を記載すること）。

【共同事業体】

- (ア) 公募型プロポーザル参加申請書（様式2-2）
- (イ) 共同事業体届出書兼委任状（様式3）
- (ウ) 公募型プロポーザル参加申請にかかる誓約書（様式4）
- (エ) 情報セキュリティ・ポリシー及び情報管理体制に関する資料（様式自由）
- (オ) 使用印鑑届（様式5） ※代表構成員のみ
- (カ) 印鑑証明書【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの：原本】 ※代表構成員のみ
- (キ) 事業概要（パンフレット等事業者の業務内容がわかるもの）
- (ク) 履歴事項全部証明書（その他の団体等で法人登記がない場合は、定款その他の規約）【申

申請時点で発行から3ヵ月以内のもの：写し可】

(ケ) 直近1ヵ年分の本店所在地の市町村民税（東京都の場合は法人住民税）の納税証明書【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの：写し可】

(コ) 消費税及び地方消費税の納税証明書（納税証明書その3 [その3の2、その3の3でも可]）【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの：写し可】

(サ) 直近1ヵ年分の貸借対照表及び損益計算書（写し）

ただし、会社設立1年未満のため当該資料がない場合は、その旨を記載した理由書（様式自由）

(シ) 共同事業体協定書（写し）【構成員の役割分担及び活動割合が詳細かつ明確に記載されているもの】

※(ウ)～(エ)及び(キ)～(サ)は、構成員となる全ての事業者について提出すること。

※(ケ)及び(コ)は、「未納の額が無いことがわかるもの」であること。ただし、会社設立1年未満のため納税証明書が発行されない等の場合は、その旨を記載した理由書（様式自由）を提出すること。

※(オ)～(サ)は、参加申請時点において、本市入札参加有資格者名簿に登録のある者については省略できるものとする（様式3に承認番号を記載すること）。

イ 提出期限

令和7年2月14日（金）午後5時まで（必着）

また、参加申請書類の提出と併せて、下記9のEメールあてに「件名：令和7年度大阪市都市農業等振興事業業務委託【単独法人等又は共同事業体の名称】」を明記して空メールを送信すること。

ウ 提出方法

提出期限までに下記9の提出先まで提出すること。持参のほか郵送での提出を可とするが、配達までの送達過程の記録が確認できる簡易書留等によること。

エ 参加資格審査結果通知

全ての参加申請者に対し、令和7年2月21日（金）（予定）に、様式2-1又は2-2に記載の担当者メールアドレスあてに通知する。

（3）企画提案書類の提出

ア 提出書類

(ア) 公募型プロポーザル企画提案書（様式6-1（単独法人用）又は様式6-2（共同事業体用））

(イ) 仕様書の内容を踏まえ、以下の項目が記載された提案書

A4判（両面印刷）12ページ（表紙や目次は、制限ページ数に含む。）で作成することとし、用紙の向きは縦又は横のいずれかで統一のうえ、ページ番号を付すこと。図等の使用も可とするが、主要な文字の大きさは（ポイント数）11ポイント以上とする。

(a) 農水産物のプロモーション業務

① プロモーション動画の制作業務

- ・各動画の構成・ねらい・見どころ・登場人物等を分かりやすく記載すること。
- ・目標閲覧数

② プロモーション動画の発信業務

- ・SNS等発信戦略

- ・発信頻度
- ③ マスメディアを活用した広報業務
 - ・マスメディアの種類
 - ・マスメディア等広報戦略
- (b) 農産物の販路開拓業務
 - ・イベント内容や、工夫、スケジュール等について分かりやすく記載すること。
 - ・実施場所
 - ・イベント周知方法
- (c) 食の魅力発信業務
 - ・イベント内容や、工夫、スケジュール等について分かりやすく記載すること。
 - ・実施場所
 - ・目標参加者数
 - ・イベント周知方法
 - ・参加者自身が食の魅力発信の広報ツールとなるための具体的な提案
- (d) 農業啓発イベントの実施業務
 - ・イベント内容や、工夫、スケジュール等について分かりやすく記載すること。特に、今まで農業に関心がなかった層の参加を促すための工夫を具体的に記載すること。
 - ・実施場所
 - ・イベント周知方法
- (e) 農地・農業に対する理解醸成業務
 - ・実施場所
 - ・実施時期
 - ・農業学習のテーマ、ねらい、講師
- (f) 業務の実施体制（配置人数、担当者の氏名、経歴等）

本事業の具体的な人員配置計画について、指揮命令系統も含め、日々の運営体制がわかるように記載すること。また、配置予定者の氏名、所属・役職、業務経歴とその経験年数を記載し、業務経歴については、本事業に関連する業務等を中心に記載すること。
- (g) スケジュール

仕様書「**5 業務内容**」を実施するスケジュールについて記載すること。
- (ウ) 提案見積書（様式自由）

※仕様書「**5 業務内容**」中の「(3) 農産物の販路開拓業務」、「(4) 食の魅力発信業務」、「(5) 農業等啓発イベントの実施業務」、「(6) 農地・農業に対する理解醸成業務」について、実費相当額を徴収する場合は、収入見込みを記載し、支出から収入を引いた金額が委託料の範囲内となるようにすること。
- (エ) 本事業に類似する業務の実績調書（様式自由）

契約書、仕様書及び事業報告書の写し等、事業内容が確認できるものを添付すること。
 なお、実績がない場合は、提出不要。
 ※共同事業体の場合は、代表構成員について記載すること。

イ 提出部数

- 正本（上記**6（3）ア**（ア）～（エ））：1部（記名したもの）
 副本（上記**6（3）ア**（ア）～（エ））：5部

※副本には記名せず、事業者名や事業者を特定できる箇所（事業者名・所在地・代表者名・ロゴマーク等）にはマスキングの処理を行うこと。なお、「当法人」「当団体」のような記載は差し支えないが、具体的な名称の記載は避けること。

ウ 提出期限

上記 **6（2）エ** の参加資格審査結果通知（合格）を受け取った日から令和 7 年 2 月 28 日（金）（予定）午後 5 時まで（必着）

エ 提出方法

提出期限までに下記 **9** の提出先まで提出すること。持参のほか郵送での提出も可とするが、配達までの送達過程の記録が確認できる簡易書留等によること。

7 選定に関する事項

企画提案の審査については、有識者会議を開催し、以下の審査項目についての意見を聴取のうえ、発注者において受注予定者を決定する。審査は非公開とし、審査内容についての質問や異議は一切受け付けない。

なお、有識者会議の委員については、公平性・透明性を確保し、専門的な観点から評価を行うため、学識経験を有する外部の者で構成する。

（1）プレゼンテーション審査

ア 実施日時

令和 7 年 3 月 13 日（木）（予定）

※詳細は、上記 **6（2）エ** の参加資格審査結果通知に記載する。

イ 実施場所

大阪市住之江区南港北二丁目 1 番 10 号 ATC ビル 0' s（オズ）棟南館 4 階

大阪市経済戦略局 共通会議室（予定）

ウ 内容・方法等

- 参加者が行うプレゼンテーションは、上記 **6（3）ア** の提出書類を使用し、企画提案（実施方針等）について口頭にて説明を行うこと。なお、資料の追加・変更は認めない。また、プロジェクター等機材の使用は不可とする。
- 1 者あたり 30 分程度（うち説明約 20 分以内、質疑応答含む。）とする。
- 参加者は 1 者あたり 3 名以内とし、原則、予定業務責任者は必ず参加すること。共同事業体の場合も同様とする。
- プレゼンテーションは、予定業務責任者の属する事業者等が行うこと。

※実施日時、実施場所、説明時間等については、変更する可能性がある。

※プレゼンテーション審査を欠席した場合は、選定から除外する。

（2）選定基準・方法

評価項目	評価のポイント	配点
農水産物のプロモーション業務	- 市内産農水産物の認知度及び購買意欲の向上が見込める内容であるか。 - 視聴者の興味を引く内容であるか。 - 動画の広報・拡散が期待できるか。	15 点

農産物の販路開拓業務	・食関連事業者が市内の農産物について、理解を深められ、生産者と積極的な交流ができる内容であるか。 ・生産者の販路拡大につながる内容であるか。 ・イベント周知方法が効果的であるか。	15 点
食の魅力発信業務	・市内産農水産物の認知度及び購買意欲の向上が見込める内容であるか。 ・それぞれのイベントのターゲットやテーマを明確にし、バラエティーに富んだ内容になっているか。 ・イベント周知方法が効果的であるか。	15 点
農業啓発イベントの実施業務	・市民が都市農業の機能や、市内農業及び漁業について理解を深められる内容であるか。 ・農業や漁業に関心がなかった層の参加を促すことができるよう工夫した内容であるか。 ・イベント周知方法が効果的であるか。	15 点
農地・農業に対する理解醸成業務	・提案した講師が主旨に合致し、ふさわしい人選であるか。 ・イベント周知方法が効果的であるか。	10 点
事業実施体制	・本事業の主旨に沿って人員体制を整え、事業を円滑かつ確実に実行できる運営体制となっているか。 ・提案した業務を確実に遂行できる運営基盤があるか。	15 点
実現性	・提案した内容は、スケジュールを踏まえ、具体的かつ実現可能なものとなっているか。 ・経費見積額は、提案内容に対して適正な金額であるか。	15 点
合 計（委員 1 名あたり）		100 点

ア 上記の評価基準に基づき、提出書類及びプレゼンテーション内容について、外部有識者で構成される有識者会議の意見を聴取したうえで評価を実施し、全員の合計点が最も高い提案者を受注予定者として選定する。

イ 委員の評価の合計点が最も高い提案者が 2 者以上（同点）の場合は、次の評価項目の順に点数を評価し、受注予定者とする。

- ①「農水産物のプロモーション業務」、「農産物の販路開拓業務」、「食の魅力発信業務」、「農業啓発イベントの実施業務」及び「農地・農業に対する理解醸成業務」の各項目の合計点が高い者
- ②「事業実施体制」及び「実現性」の各項目の合計点が高い者
- ③「事業実施体制」、「実現性」の合計点の合計点も同じ場合は、くじ引きにより受注予定者を決定

ウ 全委員の合計点が最も高い提案者の評価において、1 委員でも評価の合計点が 60 点未満又は 1 項目でも 0 点がある場合には受注予定者として選定しない場合がある。

その場合、次に合計点の高い提案者をアの「合計点が最も高い提案者」とする。

（３）失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- ア 参加資格を有しない者が提案を行うこと
- イ 同一参加者が複数の提案を行うこと

- ウ 有識者会議委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること
- エ 他の参加者と企画提案の内容又はその意思について相談を行うこと
- オ 受注予定者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること
- カ 企画提案書等に虚偽の記載を行うこと
- キ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと
- ク 提出された企画提案書等が次のいずれかに該当する場合
 - (ア) 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
 - (イ) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
 - (ウ) 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- ケ プレゼンテーション審査を欠席すること
- コ 提案見積書に記載の金額が上記 2（3）の契約上限額を超えているもの

（４）選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は全ての参加者に対し、令和 7 年 3 月下旬（予定）に様式 2－1 又は様式 2－2 に記載の担当者メールアドレスあてに通知するとともに、経済戦略局ホームページに掲載する。なお、参加者が共同事業体の場合は、共同事業体名称及び構成員となる全ての事業者名についても公表する。

8 その他

- （１）本プロポーザルにかかる契約の締結は、令和 7 年度予算の成立を条件とする。予算が成立せず、契約締結を行わない場合に、受注予定者において損害が生じても、発注者はその損害について一切負担しない。
- （２）企画提案書等の作成に要する費用は、参加者の負担とする。
- （３）採用された書類等は、大阪市情報公開条例（平成 13 年大阪市条例第 3 号）に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- （４）全ての提出書類は返却しない。
- （５）提出された書類等は、審査・受注者選定の用以外に参加者に無断で使用しない（大阪市情報公開条例に基づく公開を除く。）。
- （６）期限後の書類の提出、差替え等は認めない。ただし、本市より指示があった場合はこの限りではない。
- （７）本プロポーザルは受注予定者の選定を目的に実施するものであり、契約締結後の業務については、発注者と協議を行い策定する仕様に基づき実施するため、必ずしも提案内容どおり実施するものではない。
- （８）参加申請後に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。
- （９）受注予定者と契約を締結することができない事由が生じた場合は、企画提案審査において次順位以下となった参加者のうち、合計点が上位であった者から順に契約交渉を行うことができるものとする。ただし、1 委員でも評価の合計点が 60 点未満又は 1 項目でも 0 点がある場合は、受注予定者として選定しない場合がある。

9 提出先、問合せ先

担当：大阪市経済戦略局企画総務部総務課（調達担当）

住所：〒559-0034

大阪市住之江区南港北二丁目 1 番 10 号 ATC ビル 0' s（オズ）棟南館 4 階

電話：06-6615-3719

Eメール：keisen-keiyaku@city.osaka.lg.jp

受付については、午前 9 時から午後 5 時までとし、土曜日・日曜日・祝日及び月曜日から金曜日の午後 0 時 15 分から午後 1 時までを除く。